

無料の場合は、「有料」の文字を抹消

~~有 料 無 料~~  
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~  
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書~~  
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

書類の提出年月日

①令和〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

無料の場合は4. 以外の全文を抹消

(ふりがな) かぶしきだいいしゃ ひろしまろうどうきよく

②申請・届出者 氏名 株式会社 広島労働局

だいひょうとりしまりやく ひろしまじろう  
代表取締役 広島 次郎

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~
- ~~8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号	34-ユ-〇〇〇〇〇〇
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃ ひろしまろうどうきよく 株式会社 広島労働局
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 7 3 0 - 0 0 1 3 電話 082 (〇〇) 〇〇〇〇 ひろしまけんひろしましなかくはっちょうぼり
	広島県広島市中区八丁堀〇-〇
⑥事業所	(ふりがな) 名称 かぶしきがいしゃ ひろしまろうどうきよく ふくやましてん 株式会社 広島労働局 福山支店
	(ふりがな) 所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 広島県福山市〇〇町〇-〇 △△ビル3階 Tel (084) 〇〇〇-〇〇〇〇

新たに開設する事業所名称・所在地(郵便番号・電話番号)を記載してください。

⑦変更事項	事業所の設置	
⑧変更前		
⑨変更後		
⑩取扱職種の 範囲等		
⑪変更(廃止)年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
	大野 〇〇	広島県福山市〇〇町1-1-1
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	事業拡大のため	
⑭備考	担当者：総務係長 〇〇 〇〇 TEL (082) 〇〇〇-〇〇〇〇	

申請は事後報告となるので、⑪の年月日以降にご提出ください。  
(新設した年月日)

~~届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。